

令和 2 年 3 月 25 日

一般質問（文書質問）

議員名 寺北 建樹

1 質問項目

新型コロナウイルスに関連して

- (1) 全学一斉休校及び16日からの再開について
- (2) 学校給食の中止に伴う食材納入業者の影響について
- (3) 学校休業により影響を受けた臨時職員（介助員、調理員等）の処遇及び給料補償について
- (4) 放課後児童クラブの午後3時までの利用料の免除について
- (5) 国民健康保険税の納入猶予及び減額免除について

2 具体的な質問内容

- (1) 全学一斉休校及び16日からの再開について

新型コロナウイルスの発症により、安倍晋三首相は、2月27日、全国全ての小中学校、高校、特別支援学校に、3月2日から春休みに入るまで臨時休校とするよう呼び掛けました。

首相は休校要請について、「流行を早期に終息させるためには、徹底した対策を講じるべきだ。ここ1～2週間が極めて重要な時期だ」と指摘。「多くの子どもや教員が日常的に長時間集まることによる感染リスクに備える」と説明しました。

その後の国会における質疑で「科学的な根拠」を問われても答えることができず、文科省の抵抗も押し切って独断で表明した今回の事態に対して、「余計な不安を招く」「共働き家庭などへの影響が大きい」「子どもの安全を確保できない」と政府対応への批判が続出しました。一律休校とせず、独自に対応する自治体もありました。

私は、まだ市内で、北播磨地域で、ましてや兵庫県内で感染者が出ていない段階での一律休校には、反対の意見を持っていました。今もその考えに変わりはありません。

そこでお尋ねします。

なぜ、一律休校をしたのか？授業の継続はできなかったのか？

また、教室は空っぽにするが、放課後児童クラブは普段のままというのは理解できない。感染拡大・防止という点では放課後児童クラブのほうがより心配であったがどう説明するのか？（クラ

ブの開設に反対しているのではありません。整合性がないと言っているのです)

一律休校を続けていた全国の小中学校のうち一部自治体が16日(月曜日)から学校を再開しました。県内でも、5つの自治体(明石市、豊岡市、養父市、香美町、新温泉町)が再開しました。

再開した市の担当課は、再開の理由について、「市内では感染拡大を抑制できていると考えられます。児童生徒が普段の生活リズムを取り戻し、落ち着いた気持ちで春休みを迎えることが大切です。卒業式や修了式は、児童生徒及び保護者にとって大切な学校行事であり、その準備期間として、学校を再開する必要があります」と言っています。

そこでお尋ねします。

なぜ、西脇市は学校を再開しなかったのか？

(2) 学校給食の中止に伴う食材納入業者の影響について

学校給食センターの調理中止に伴う食材等の納入業者の損失補填についてお尋ねします。

給食センターの3月分の食材等の購入予定額は、全部でいくらか？その補償をすべきではないのか？

(3) 学校休業により影響を受けた臨時職員(介助員、調理員等)の処遇及び給料補償について

休校により影響を受けた臨時職員(介助員、調理員等)の処遇についてお尋ねします。

放課後児童クラブへの勤務変更を提案したと聞いているが、本来の給料が保障されるのか？また、勤務変更を拒否した場合は年休扱いと聞いているが、自分の都合で休んでいないということから考えて年休はおかしいのではないのか？

(4) 放課後児童クラブの午後3時までの利用料の免除について

各家庭の都合で、放課後児童クラブを利用しているのではなく、教育委員会の都合で朝から放課後児童クラブを利用していることを考えれば、午後3時までの利用料は免除すべきではないのか？

(5) 国民健康保険税の納入猶予及び減額免除について

全国的に経済が大変な状況と言われている。市内においても例外ではありません。

市も関係団体と協力しながら手立てを講じているが、国民健康

保険税の納入猶予及び減額免除については、どのように考えているのか？手立てが必要だと考えるが。

3 回答

(1) 全学一斉休校及び16日からの再開について

① 授業の継続はできなかったのか。

2月27日夕刻、「本日、首相が全国の学校に対して臨時休業の要請を行う」との情報入手し、教育委員会内で協議、同日、臨時校園長会を開催し、学校長の意見を聞きながら、当面の本市の方針を定めることとしました。

学校長からは、「学習の未履修等懸念される問題はあるが、児童生徒の生命、安全を最優先に考えるべきであり、今後の県教育委員会からの指示も鑑みながら、臨時休業やむなし」との意見でまとまりました。

翌28日、県教育委員会から、「本県の県立学校における臨時休業については、3月3日から3月15日までの対応とするので、各市町立学校においても同様の対応を要請する」との通知を受け、本市の小中学校においても3月3日から3月15日までの臨時休業を決定しました。

全国的に感染が拡大の傾向にあり、また、クラスターも全国数か所に発生している状況から、ひとたび学校において陽性者が出た場合の爆発的な感染の可能性は否定できず、国、県の方針にも沿って対応しました。

② 感染拡大・防止という点では放課後児童クラブのほうがより心配であったがどう説明するのか。

放課後児童クラブについては、2月27日、厚生労働省から「共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、学校と異なるものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所していただくようお願いしたい。その際、開所時間については、長期休暇などにおける開所時間に準じた取扱いとするなど、可能な限り柔軟な対応をお願いしたい」との通知があり、共働き家庭等の児童の居場所の確保の緊急性を鑑み、放課後児童クラブの開所を決定しました。

支援員の確保や衛生面での環境整備に細心の注意を払い、受

入れを実施しました。

利用児童の数は、これまでの長期休業中の利用者の4割強となっており、密集の中での危険性についても回避できている状況にあります。

現在のところ、放課後児童クラブにおいて感染者は確認されておらず、保護者の就労支援の面からは有効な措置であると考えています。

③ なぜ、西脇市は学校を再開しなかったのか。

3月6日に臨時校園長会を開催し、児童生徒の状況や休業を実施しているうえでの懸案事項等について意見交換及び対応の協議を行い、学校長からは「児童生徒にかかる問題や保護者・地域住民等からの苦情もない」との報告がありました。また、3月10日の臨時校園長会においては、3月16日以降の対応について協議を行い、「学校再開を望むところではあるが、全国の感染は終息に向かうよりむしろ拡大の傾向にあり、県内の感染者も増加している。臨時休業を解除するには危険な状況が存在する。今後、県教育委員会からの指示も鑑みながら、集団感染を阻止する目的から、臨時休業の延長やむなしと考える」との意見でまとまりました。

3月12日、県教育長から「臨時休業を春季休業の前日まで延長する」旨の要請通知があり、当時の全国及び県内の感染拡大の状況、また近隣市町での感染者の発生等の状況も鑑み、校園長会での意見も参考に、臨時休業の延長を決定しました。

県内5市町においては、臨時休業の解除を決定されたようですが、それぞれの市町の感染状況等を鑑みての決定であると考えますし、本市においては、今が感染拡大の阻止に向けた正念場であると捉え、児童生徒の生命・安全を最優先に考えました。

近隣市町での発生も増加している状況にあつては、臨時休業延長の措置は、妥当であると判断しています。

(2) 学校給食の中止に伴う食材納入業者の影響について

① 給食センターの3月分の食材等の購入予定額は、全部でいくらか。

3月分の食材費等の購入予定額は、約1,200万円です。

食材費のうち副食材料費が約740万円、牛乳や主食である米

飯及びパンの材料費、加工賃が約 460万円となっています。

② 食材等の納入業者の損失補填を考えているのか。

ほとんどの食材がキャンセル可能となりました。しかし、給食停止が決定した2月28日の時点で既に業者から搬入済みや、給食専用加工済みの食材は給食以外での受容がないため受け入れてあります。その食材については、4月に使用する予定としています。

また、3月16日以降の食材については、業者がキャンセルの調整が可能とした日までに連絡を入れたため、搬入業者への影響はある程度抑えることができたのではないかと考えています。

主食である、パン・炊飯加工業者の中には、学校給食だけの業者もあることから給食停止の影響はあると考えますが、現時点では市独自の休業補償等の損失補填は考えていません。

しかしながら、パン・炊飯加工業者の問題は本市だけではなく、全国的な課題でもあり、今後は国や県の情報を得て周知していきたいと考えています。

(3) 学校休業により影響を受けた臨時職員（介助員、調理員等）の処遇及び給料補償について

① 放課後児童クラブへの勤務変更の場合、本来の給料が保障されているのか。

小中学校の介助員及び学校給食センターのパート調理員については、それぞれの勤務形態及び賃金を確保し、放課後児童クラブに従事していただいております。従来、介助員及び学校給食センターのパート調理員としての勤務の場合と同額を保障しています。

② 自分の都合で休んでいないということから考えて年休はおかしいのではないのか。

学校臨時休業中の介助員の勤務については、「西脇市立学校障害児教育介助員の配置に関する規程第7条第2項」により、「介助対象児童等が事前に休むことがわかっている場合は、勤務日としない」との定めがあり、臨時休業期間中は勤務日となりません。

しかしながら、今回は介助員及び調理員（以下「介助員等」

という。)の収入の保障及び、放課後児童クラブにおける支援員の確保の両面から、介助員等について、放課後児童クラブにおける勤務をお願いすることとしました。

また、厚生労働省等からの要請として、「小学校等の臨時休業に伴い、教職員等について業務内容や勤務場所、労働方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させ、非常勤職員を含む職員全体の働く場所の確保を図るよう取り組むこと」との通知があったところです。

こうした状況を鑑み、介助員等について、勤務時間や給与体系は変更せず、勤務内容及び勤務場所を放課後児童クラブにおける保育に変更し、対応を図っているところです。

また、勤務が難しい場合においては、有給休暇の取得が可能である旨を周知し、希望者には取得していただいています。

全国的に混乱している状況にあって、緊急の対応ではありませんが、現給保障の観点を最優先に、本人の選択により対応しています。

(4) 放課後児童クラブの午後3時までの利用料の免除について

今回の長期休業中の対応を決定した時点では国の方針が示されておらず、通常の間時間帯（午後2時30分から午後6時30分まで）を基準に保育料を設定していましたが、保育料に関する国の補助制度の創設により、今後、補助が実施される予定でありますので、今回の延長分（午前7時30分から午後2時30分までの利用）の保育料は徴収しないこととしています。

(5) 国民健康保険税の納入猶予及び減額免除について

新型コロナウイルス感染症の影響にかかわらず、国民健康保険税には納税猶予制度があります。

新型コロナウイルス感染症に納税者又は御家族がり患された場合や事業に著しい損失を受けた場合など、税金を一時に納付することができないと認められたときは、納税者の申請に基づき、原則として1年以内の期限に限り、徴収を猶予することができます。

納税が困難な方がありましたら、税務課へ御相談ください。個別に納税相談させていただきます。

国民健康保険税の納付が困難となった被保険者に対する減額・免除については、西脇市国民健康保険税減免規則の規定に基づき実施します。

現行制度では、前年の総所得額が300万円未満の世帯で、失業や休廃業によって所得が減少し担税力が無くなった世帯、前年所得に比べ5割以下に所得が減少し納税が著しく困難となった世帯に対して、前年の総所得額に応じて納期未到来税額を5割から10割の減額又は免除を実施しています。

被保険者の皆様には、7月の被保険者証送付時に、制度案内を同封し周知する予定ですので、納税通知書を受領した後、保険医療課へ御相談ください。個々の状況をしっかりとお聞きし対応します。

新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の「指定感染症」に指定されたことを受け、入院に係る医療費は公費での負担となり、負担の軽減が図られています。

今後、国において、国民健康保険税（料）の減額・免除に係る費用に対する財政措置等が決定された際は、県及び近隣市町の状況をみながら、新たな減免基準等を検討していきたいと考えています。